

新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画

新潟市

平成28年7月

# ◇◇ 目 次 ◇◇

## 第1章 新潟市消費生活推進計画（平成20年度～26年度）の概要・・・P1

### 1 計画の基本的な考え方

## 第2章 消費者を取り巻く状況の変化・・・P2

- 1 消費者を取り巻く現状
- 2 近年の消費者行動・意識の特徴
- 3 国における消費者政策の動き
- 4 本市における消費者行政の動き

## 第3章 計画改定に当たって・・・P6

- 1 基本となる考え方
- 2 計画及び施策の構成
- 3 計画の位置づけ
- 4 消費者教育推進法との関係について（平成28年7月見直し、追記）

## 第4章 計画の課題と施策の体系・・・P7

- 1 課題と施策の体系
- 2 課題と施策の展開

## 第5章 重点的な取組と目標・・・P22

- 1 重点的な取り組みと施策
- 2 目標

## 第6章 計画の推進と検証など・・・P24

- 1 計画の推進
- 2 検証と評価
- 3 計画の見直し

## 資料編・・・P25

- 1 新潟市消費生活推進計画（一次改定）の策定経過
- 2 新潟市消費生活審議会委員名簿
- 3 市民意見の把握の取り組み
- 4 新潟市消費生活条例
- 5 統計資料
- 6 用語など

## 第3章 計画改定に当たって~~（一次改定に向けた視点）~~

### 1 基本となる考え方

消費生活推進計画は、消費生活条例第7条に基づき策定される計画であり、同条例第2条の基本理念に基づき、消費者を取り巻く状況の変化に対応した改定計画とします。

【参考】新潟市消費生活条例（平成18年条例第135号）（抄）  
（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費生活施策」という。）は、市、事業者及び消費者の相互の信頼と協力を基調とし、次に掲げる事項を消費者の権利として尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- （1）市民の消費生活における基本的な需要が満たされること。
- （2）市民の健全な生活環境が確保されること。
- （3）市民の安全が確保されること。
- （4）市民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- （5）市民に必要な情報が提供されること。
- （6）市民に必要な学習の機会が提供されること。
- （7）市民の意見が反映されること。
- （8）市民に被害が生じた場合には、適切かつ迅速に救済されること。

2 消費生活施策の推進に当たっては、消費者の年齢、知識、経験、財産の状況その他の特性、高度情報通信社会の進展、国際化の進展及び環境の保全に配慮しなければならない。

（消費生活推進計画の策定等）

第7条 市長は、消費生活施策を総合的かつ計画的に推進するために、消費生活推進計画を策定しなければならない。

2 消費生活推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）長期的に講ずべき市民の消費生活の安定及び向上に関する施策
- （2）前号に掲げるもののほか、市民の消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、第1項の消費生活推進計画を策定しようとするときは、新潟市消費生活審議会の意見を聴かななければならない。

### 2 計画及び施策の構成

#### (1) 課題と施策の見直し

消費生活を脅かす様々な問題や課題を類型化したうえで、施策の方向性を示し、具体的に取り組む行動を掲げる構成はそのままとしています。改定にあたっては、消費者を取り巻く状況の変化に合わせ、課題と施策を見直します。

#### (2) 重点的に取り組む施策

庁内各部署に関連する消費者施策(事業)を連携して進めることとし、計画全般にわたる施策のうちから、重点的に取り組む施策を取り上げることとします。

### 3 計画の位置づけ

市政運営の総合的な指針を踏まえた消費生活推進計画とします。

消費生活推進計画は、本市のまちづくりの方向性となる総合計画「にいがた未来ビジョン」（新潟市総合計画）\*22)との整合性を図るとともに、関連する各部局の個別計画と連携した取り組みを行います。

#### 4 消費者教育推進法との関係について（平成 28 年 7 月見直し、追記）

「消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）」では、各自治体において消費者教育推進地域協議会を組織し、「消費者教育推進計画」の策定に努めることとしています。

本市においては、平成 20 年度「消費生活推進計画」策定当初から重要課題の一つに「消費者学習などの支援」を掲げ、各施策に取り組んできました。

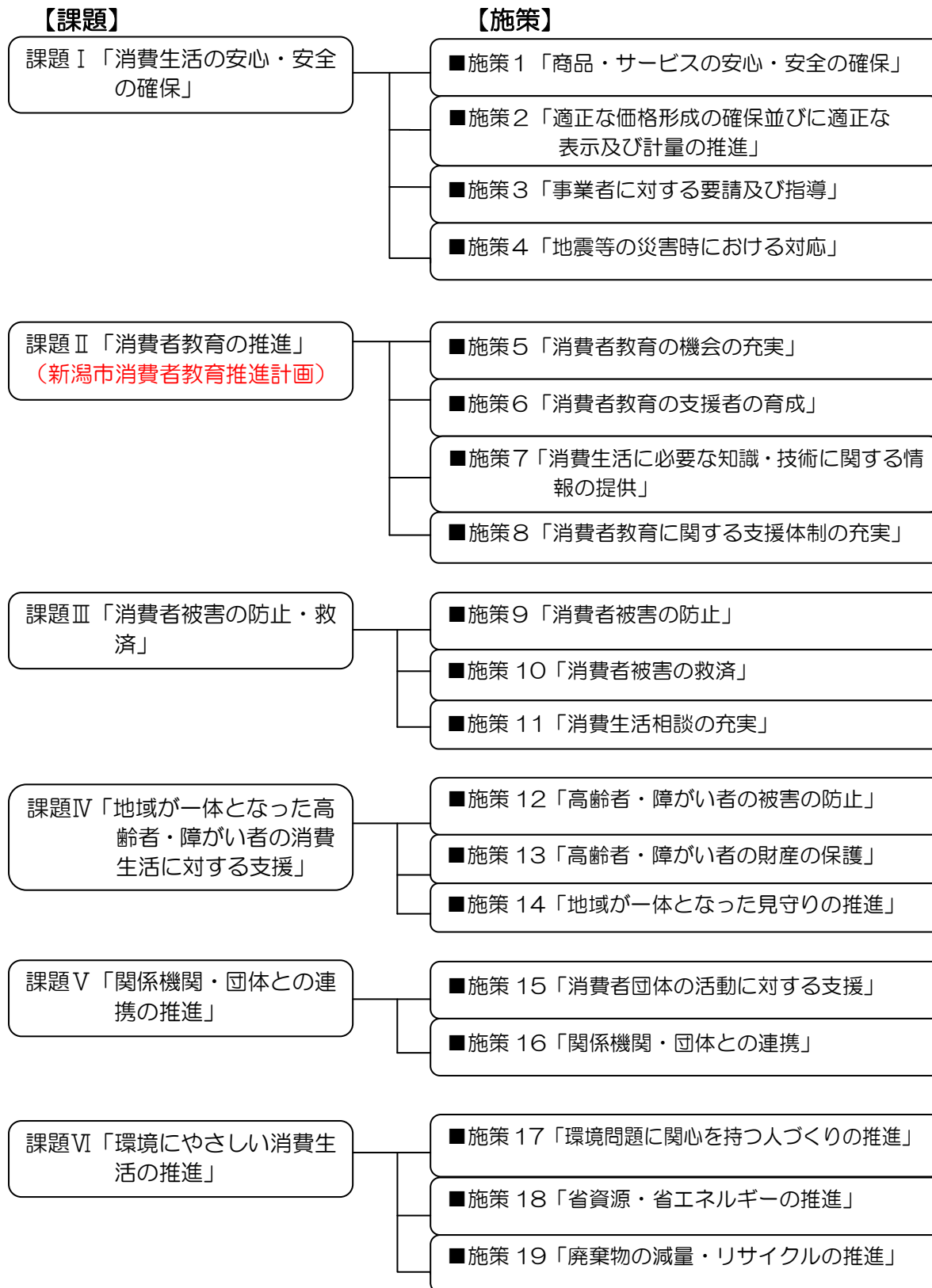
また、平成 27 年度から平成 30 年度までを計画期間とする一次改定に当たっても、「消費者教育の推進」は重要な課題であると認識し、4 つの施策を掲げ、各階層や地域の中で計画全般にわたって消費者教育に関する施策の展開を図るとともに、支援者育成など各種の事業を展開することとしています。

特に、高齢者・障がい者の消費生活に対する支援の為には、地域が一体となった取り組みが必要なこと、「いつでも・どこでも・だれでも」が学習できる消費者教育に関する計画が「消費生活推進計画（一次改定）」の中に包括されていることから、新潟市消費者教育推進地域協議会を組織するとともに、従来の「新潟市消費生活推進計画（一次改定）」を「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」に改定し、一層の推進を図ることとします。

## 第4章 計画の課題と施策の体系

### 1 課題と施策の体系

消費者を取り巻く状況の変化に合わせ、課題と施策を以下のように見直しました。



## 課題Ⅱ 「消費者教育の推進」(新潟市消費者教育推進計画)

消費者と事業者の間には、情報の質・量や交渉力・経済力に多くの差があり、そこからさまざまな消費者問題が生じています。

消費者と事業者間の情報量や交渉力の格差を解消するためには、「消費者の権利」を尊重するとともに、「自立した消費者の育成」を図る必要があることから、消費者基本法及び消費生活条例において、「必要な教育の機会が提供されること」などの消費者の権利や「消費者の自立の支援」を規定しています。

市が目指す「自立した消費者」像として、「消費生活に関し自ら進んで必要な知識を修得し、必要な情報を収集するなど自主的かつ合理的に行動できる人」、「消費生活に関し環境の保護に配慮できる人」を想定し、この実現に向けた消費者教育は、今後ますます重要になってきます。

このため、消費者の年齢（ライフステージ）に応じた学ぶべき内容と「いつでも・どこでも・だれでも」が学習できる体系化（教育プログラム）の策定に取り組みます。

なお、これらの消費者教育を継続して実施するためには、人材の発掘や育成が必要なことから教育委員会や消費者団体と連携して、リーダーの育成に努めその活動を支援します。

施策番号	具体的施策	推進する組織
施策5	消費者教育の機会の充実	
	(1) 家庭における消費者教育の充実 家庭での消費者教育を支援するため、公民館と連携した講座及び研修会を開催します。	消費生活センター
	(2) 小・中・高等学校における消費者教育の充実 ①小学校において、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的な知識と技能の修得を図ります。 ②中学校の社会科や技術・家庭科及び高等学校の公民科や家庭科において、社会の変化と消費生活及び消費者の権利と責任について理解し、消費者として主体的に判断できるよう消費生活に関する基礎的な知識に関する消費者教育を実施します。 ③インターネットや携帯電話トラブルに関する出前講座 *24) を実施します。	学校支援課 消費生活センター
	(3) 大学等における消費者教育の充実 大学生等を対象にした消費者教育の普及を図るため、大学等との連携事業の実施や情報交換を行います。	消費生活センター
	(4) 職場における消費者教育の充実 事業所の職員を対象に出前講座を実施します。	消費生活センター